

千代田町広域公共路線バス情報に関する出前講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町民の広域公共路線バス事業に関する理解と関心を深めるとともに、本町における路線バスの利用を推進するため、町民等により構成される団体（以下「団体」という。）からの申し込みを受け、団体が主催する集会等（以下「集会」という。）に町職員を講師として派遣し、路線バス事業の情報を提供する千代田町広域公共路線バス情報に関する出前講座（以下「講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(講座内容)

第2条 講座の内容は、広域公共路線バスの運営に関する現状や課題、並びにバスの乗降方法など、利用促進につながるものを基本とする。

(対象)

第3条 講師の派遣を受けることができるのは、原則として町内に在住、または在勤する10人以上の者から構成される団体とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(開催時間および場所)

第4条 講座の開催時間は、午前9時から午後9時までの間とし、1講座当り2時間以内とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 講座の開催場所は、町内とし、その会場については、原則として、集会を主催する団体が確保するものとする。

(申し込み)

第5条 集会への町職員の派遣を希望する団体の代表者は、集会を開催しようとする日の3か月前から2週間前までに、講座申請書（様式第1号）を町長へ提出しなければならない。

(職員派遣の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、職員派遣の可否を決定し、速やかに当該申込みをした団体へ通知するものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の決定通知に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 町長は、集会在次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該集会への職員派遣を行わない。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治的、宗教的または営利的活動の場として利用されるおそれがあるとき。
- (3) 講座の趣旨、目的に反すると認められるとき。

(届出)

第8条 第6条の規定による決定通知を受けた後において次の各号のいずれかの事由があるときは、講座申込団体は、速やかに町長へ届け出なければならない。

- (1) 第5条の規定により申し込んだ内容を変更しようとするとき。
- (2) 集会への町職員の派遣依頼を取り消そうとするとき。

(費用の負担)

第9条 講座への町職員の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、講座の中で路線バスの乗降方法として、実際に路線バスを利用する際に発生する運賃等が必要な場合は、当該費用は講座申込団体の負担とする。

(庶務)

第10条 講座の実施に関する庶務は、総務課企画調整係において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、講座について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。